



第5回 定時株主総会 招集ご通知

自2019年4月1日 至2020年3月31日

日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場所

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタン エドモント
本館2階「悠久」

株式会社C&Fロジホールディングス

証券コード: 9099

目次

■ 第5回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	2
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)9名選任の件	
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬 等の額及び内容決定の件	

(添付書類)

■ 事業報告	13
■ 連結計算書類	33
■ 計算書類	35
■ 監査報告書	37

※新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場にてマスク着用、アルコール消毒等をお願いいたします。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<http://www.cflogi.co.jp/>

株 主 各 位

東京都新宿区若松町33番8号
株式会社C&Fロジホールディングス
代表取締役社長 林 原 国 雄

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況に鑑み、株主様にはご自身の健康状態にご留意のうえ、株主総会への来場の要否をご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、ご当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタン エドモント 本館2階「悠久」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第5期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
 - 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

インターネットによる開示事項について

本総会の招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.cflogi.co.jp/>）に掲載しております（「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項）。なお、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類ならびに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cflogi.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体制強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の事業会社の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は280,028,925円となります。
これにより、中間配当金11円を含めました当期の年間配当金は、1株につき金22円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同様です。）9名全員が任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は、特段の意見はない旨を確認しております。

候補者番号	氏 名	
1	再任	林原国雄 <small>はやし ばら くに お</small>
2	再任	綾宏将 <small>あや ひろ まさ</small>
3	再任	松田鞆夫 <small>まつ だ ゆき お</small>
4	再任	武藤彰宏 <small>むとう あき ひろ</small>
5	再任	道田和宏 <small>みち た かず ひろ</small>
6	再任	酒光修史 <small>さか みつ ただ し</small>
7	再任	坂内茂昭 <small>さか うち しげ あき</small>
8	再任	小澤涉 <small>お ざわ わたる</small>
		社外取締役候補者
		独立役員
9	再任	水谷彰宏 <small>みず たに あき ひろ</small>
		社外取締役候補者
		独立役員

※各取締役候補者の個別の選任理由については各候補者の略歴をご参照ください。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	再任 はやし ぼら くに お 林 原 国 雄 (1953年1月9日)	1972年2月 名糖運輸株式会社入社 2003年6月 同社取締役東日本第一事業部長 2004年7月 同社取締役 株式会社ジャステム代表取締役社長 株式会社エス・トラスト代表取締役社長 2008年4月 名糖運輸株式会社取締役営業本部長 兼西日本営業部長 2009年6月 同社常務取締役営業本部長兼西日本営業部長 2014年6月 同社代表取締役社長(現任) 2015年10月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 名糖運輸株式会社 代表取締役社長	26,630株
	【候補者とした理由】 当社グループの主力事業会社である名糖運輸株式会社におきまして、営業本部長など営業部門の責任者としての経験を経て、代表取締役社長を務め、経営の要として企業価値向上に貢献してまいりました。2015年の当社設立より代表取締役社長を務め、強いリーダーシップを発揮しグループ全体の経営に携わっております。これらの経験と実績から、今後も当社グループの更なる発展と企業価値の向上を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。		
2	再任 あや ひろ まさ 綾 宏 将 (1956年5月13日)	1980年4月 農林中央金庫入庫 2006年7月 同庫営業第五部長 2008年4月 株式会社ヒューテックノオリン入社 顧問 2008年6月 同社常務取締役管理本部長 2012年6月 同社専務取締役管理本部長兼財務経理部長 2014年6月 同社代表取締役社長(現任) 2015年10月 当社取締役副社長 営業担当 2019年6月 当社代表取締役副社長 営業担当(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヒューテックノオリン 代表取締役社長	13,112株
	【候補者とした理由】 当社グループの主力事業会社である株式会社ヒューテックノオリンにおきまして、管理部門の責任者としての経験を経て、代表取締役社長を務め、企業価値向上に貢献してまいりました。2015年の当社設立より取締役副社長を務め、2019年6月からは代表取締役副社長として営業部門の管掌とグループ全体の経営に携わっております。これらの経験と実績から、今後も当社グループの更なる発展と企業価値の向上を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	再任 まつだ ゆきお 松田 毅夫 (1944年7月15日)	1966年12月 株式会社ヒューテックノオリン入社 1983年9月 同社取締役営業副本部長兼食品流通事業部長 1987年6月 株式会社ヘルティール代表取締役社長 1990年1月 株式会社ヒューテックノオリン専務取締役営業本部長兼食品流通事業部長 2002年6月 同社代表取締役社長 2014年6月 同社代表取締役会長 2015年10月 同社代表取締役会長 2016年5月 株式会社ヘルティール代表取締役会長 2017年5月 同社取締役会長(現任) 2018年6月 当社取締役会長 2019年6月 当社取締役相談役(現任)	233,340株
<p>【候補者とした理由】</p> <p>当社グループの主力事業会社である株式会社ヒューテックノオリンにおきまして、営業部門での責任者を経て、代表取締役社長ならびに会長を歴任し、現在のビジネスモデルを構築してまいりました。当社設立時には代表取締役会長として、2018年6月からは取締役会長、2019年6月からは取締役相談役としてグループ全体の経営を管掌しております。これらの経験と実績から、今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	再任 むとう あきひろ 武藤 彰宏 (1954年11月2日)	1977年3月 株式会社レナウン入社 1999年2月 同社経理部長 2006年3月 同社取締役執行役員経営企画室長 2010年9月 名糖運輸株式会社入社 経理部長 2011年6月 同社取締役経理部長兼経営企画部長 2014年6月 同社常勤監査役 2015年6月 同社取締役経営企画部長兼海外事業部長 2015年10月 当社常務取締役 経営企画・管理担当 経営企画部長 2017年4月 当社専務取締役 経営企画・管理担当 経営企画部長(現任)	2,400株
<p>【候補者とした理由】</p> <p>当社グループの主力事業会社である名糖運輸株式会社におきまして、経理部、経営企画部、海外事業部の責任者を歴任し、2015年の当社設立時には常務取締役、2017年4月からは専務取締役として、グループの経営企画・管理部門を管掌し、幅広い知識をもとに企業価値向上に努めてまいりました。これらの経験と実績から、今後も当社グループの更なる企業価値向上を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	<p>再任</p> <p>みちたかずひろ 道田和宏 (1955年1月30日)</p>	<p>1978年4月 ジャスコ株式会社入社</p> <p>1994年4月 名糖運輸株式会社入社</p> <p>1997年4月 同社情報システム部長</p> <p>2001年6月 同社取締役経営企画部長兼情報システム部長</p> <p>2003年12月 同社取締役 株式会社名商代表取締役社長</p> <p>2006年10月 名糖運輸株式会社仮監査役</p> <p>2007年6月 同社常勤監査役</p> <p>2014年6月 同社常務取締役管理本部長</p> <p>2015年10月 当社常務取締役 内部統制担当</p> <p>2017年4月 当社常務取締役 内部統制担当 品質管理部長</p> <p>2020年4月 当社常務取締役 内部統制担当 (現任)</p>	23,800株
<p>【候補者とした理由】</p> <p>当社グループの主力事業会社である名糖運輸株式会社におきまして、経営企画部、情報システム部の責任者を歴任した後、監査役を経て管理本部長を務めるなど、幅広い分野で経営に携わり、2015年の当社設立より常務取締役として、グループの内部統制部門を管掌し、篤実な姿勢で企業価値向上に努めてまいりました。これらの経験と実績から、今後も当社グループの更なる企業価値向上を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
6	<p>再任</p> <p>さかみつただし 酒光修史 (1963年8月16日)</p>	<p>1989年1月 株式会社ヒューテックノオリン入社</p> <p>1998年6月 同社執行役員ストアサポート部長</p> <p>2002年6月 同社取締役関東中央支店長</p> <p>2007年6月 同社取締役関東支店長兼関東第二支店長 海外担当部管掌</p> <p>2011年4月 同社取締役営業第一部長</p> <p>2012年6月 同社常務取締役施設本部長 兼情報システム部長</p> <p>2012年12月 株式会社ヒューテックサービス代表取締役 社長</p> <p>2015年10月 当社常務取締役 施設担当 (現任)</p> <p>2016年7月 当社施設企画部長 (現任)</p>	9,196株
<p>【候補者とした理由】</p> <p>当社グループの主力事業会社である株式会社ヒューテックノオリンにおきまして、基幹支店の支店長、営業部門の部長職及び施設部門の責任者を歴任してまいりました。2015年の当社設立より常務取締役として、グループの施設部門を管掌し、確かな実行力で企業価値向上に努めてまいりました。これらの経験と実績から、今後も当社グループの更なる企業価値向上を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
7	<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> さ かの うち しげ あき 坂 内 茂 昭 (1965年 1 月28日)	1983年 4 月 株式会社ヒューテックノオリン入社 2008年 6 月 同社執行役員戸田支店長 2012年 6 月 同社取締役管理副本部長兼人事部長 2015年10月 当社人事部長 株式会社ヒューテックノオリン取締役管理本部 長兼人事部長 2018年 4 月 当社管理本部長 株式会社ヒューテックノオリン取締役 2019年 6 月 当社取締役管理本部長 (現任)	3,060株
<div style="text-align: center;">【候補者とした理由】</div>			
<p>当社グループの主力事業会社である株式会社ヒューテックノオリンにおきまして、基幹支店の支店長を経験した後、管理部門の責任者を歴任してまいりました。2018年4月より当社管理本部長として、グループ全体の総務、人事、労務、経理、財務部門を統括し、企業価値向上に努めてまいりました。これらの経験と実績から、当社グループの更なる企業価値向上を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
8	<div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; display: inline-block;">社 外</div> お ざわ わたる 小 澤 渉 (1940年 2 月14日)	1962年 4 月 共栄火災海上保険相互会社入社 1999年 6 月 同社代表取締役社長 2002年 6 月 北海道放送株式会社取締役 2005年 6 月 共栄火災海上保険株式会社取締役会長 2007年 6 月 同社相談役 2007年 6 月 株式会社ヒューテックノオリン社外監査役 2015年 6 月 同社社外取締役 2015年10月 当社社外取締役 (現任)	4,388株
<div style="text-align: center;">【候補者とした理由】</div>			
<p>損害保険会社での経営者としての豊富な経験と高い見識を備えており、また、当社グループの主力事業会社である株式会社ヒューテックノオリンの社外監査役及び社外取締役の経験から、当社の経営全般の監視と有効な助言を行っております。今後も社外取締役として意思決定機能及び監督機能の強化に寄与していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年9ヵ月となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">社外</div> みず たに あき ひろ 水谷 彰 宏 (1942年12月27日)	1965年 4月 名糖産業株式会社入社 1999年 6月 同社取締役食品開発部長 2001年 6月 同社取締役総務部長 2002年10月 同社常務取締役総務部長 2003年 4月 同社代表取締役常務総務部長 2003年 6月 同社代表取締役社長 2014年 6月 同社取締役会長 名糖運輸株式会社社外取締役 2015年 6月 名糖産業株式会社相談役 2015年10月 当社社外取締役(現任)	-
<p>[候補者とした理由]</p> <p>長年にわたる上場食品メーカーの経営者としての豊富な経験と高い見識をもとに、社外取締役の立場から物流改善策に対してアドバイスするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。今後も社外取締役として意思決定機能及び監督機能の強化に寄与していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年9ヵ月となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小澤渉氏、水谷彰宏氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は小澤渉氏、水谷彰宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の報酬は、「基本報酬」及び「業績連動報酬」で構成されていますが、本議案は、当社取締役（下記のとおり監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2019年6月26日開催の第4回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額（年額400百万円以内（内、社外取締役分は年額30百万円以内））とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、2021年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するものであります。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社主要子会社取締役に対しても、本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定であります。

本議案に関しまして、監査等委員会は、監査等委員である社外取締役を含む報酬委員会での審議を経て取締役会で決定されており、決定プロセスは適切であると判断しております。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
②	対象期間	2021年3月期末で終了する事業年度から 2022年3月期末で終了する事業年度まで
③	②の対象期間2事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計 金100百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり70,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付期間	原則として退任時

(2)当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約2年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得金額として、合計金100百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社主要子会社の取締役に對しても本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき当社主要子会社の取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金についてもあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3)取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり70,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4)議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5)配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復傾向にあったものの、世界経済の減速の影響や、消費税増税による消費者マインドの冷え込みにより、景気指数は低迷する状況で推移してまいりました。更に年明け以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、景気の先行きは極めて不透明な状況となってまいりました。

当社グループが主軸をおく低温食品物流業界におきましては、ライフスタイルの変化を背景として、冷凍・冷蔵食品の需要は引き続き堅調に推移しております。しかしながら、慢性的な人手不足に加え物流施設の不足感が一段と増す中、「食の安心と安全」を担保する高品質な物流サービスを維持するためのコストは引き続き増加しており、当社を取り巻く環境はより一層厳しくなってきました。

このような環境の中、当社グループは2019年度からの3年間を対象とする第二次中期経営計画を策定し、「新たなインフラ整備と営業開発の推進」を基本方針として、当社グループにおけるTC事業、DC事業それぞれに新たなインフラ整備を進めてまいります。現在建設中の5つの新センターにつきましては、来期以降に順次竣工を予定しており、それらの稼働による固定費の負担増加を想定しております。その対策といたしまして、自社車両による配送比率の引き上げをはじめとしたコスト構造の見直しや適正な料金収受の推進、従業員の定着率向上に向けた働きやすい職場環境づくりなどに取り組み、相応の進捗を実現してまいりました。ただし、本年2月以降は、新型コロナウイルス感染防止への対策として、政府から外出自粛の要請が出されたことにより、外食を中心とした業務用食品の荷動きが鈍化し、一方、家庭用の食品需要が急増するなど、外食から中食・内食へのシフトが劇的に進みました。社会的なインフラでもある食品のサプライチェーンの一翼を担う当社グループは、このような需給の急激な変化に対し、グループ力を結集し対処してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、営業収益は1,106億7千6百万円(前年同期比2.8%増)、営業利益は48億5千6百万円(前年同期比18.8%増)、経常利益は50億2千9百万円(前年同期比16.9%増)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、34億3千2百万円(前年同期比23.3%増)となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は69億6百万円（リース資産含む）で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に設備投資した主要設備

株式会社ヒューテクノオリン

箕面森町土地 造成工事、中部支店 土地取得等

名糖運輸株式会社

西東京物流センター 土地取得、南越谷営業所 改修工事等

他の主な設備投資は、車両の購入等であります。

3. 資金調達の状況

上記設備の取得等に要した資金につきましては、自己資金及び借入金により調達いたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループの主力事業である低温食品物流業界におきましては、冷凍・冷蔵食品に対する輸配送需要は引き続き堅調に推移しておりますが、物流施設建築費用の上昇やIT関連費用の増加など、高品質な物流サービスを提供するためのコストは依然として増加傾向が続いております。また、少子高齢化による労働人口の減少もあり、人材の確保は重要な経営課題となっております。

このような経営環境の中、当社グループは2019年4月より第二次中期経営計画（2019年度～2021年度）をスタートしております。当社グループが目指す『グローバルに変化する食品物流を担う低温を核とする総合物流情報企業の実現』に向けて、基本方針を定め、基本戦略に沿った具体的な取り組みを推進してまいります。

【第二次中期経営計画】（2019年度～2021年度）

<基本方針>

『新たなインフラ整備と営業開発の推進』

当社グループにおけるTC事業、DC事業それぞれに新たなインフラ整備を進め、それらのインフラを100%活用した営業開発を推進し、各々の得意分野を一体化した顧客サービスや物流品質の更なる向上を目指してまいります。

<基本戦略（重要施策）>

- (1) インフラ整備による既存業務の効率化及び新規業務の獲得
 - ①グループの経営資源をフル活用し、基幹事業拠点の拡大と再編を推進
 - ②幹線輸送の自社化推進による収益基盤の強化
 - ③北海道・東北・北陸・中国・南九州エリアの配送体制の安定化

- (2) 顧客のニーズを先取りした提案型営業による収益拡大
 - ①グループ総合力を結集し、重要顧客との関係をより強固なものとする
 - ②コスト構造の変化に対応した料金体系の見直し提案

- (3) 新技術導入による業務効率化及び安定化
 - ①IT技術の導入による倉庫内業務・輸配送業務の効率化及び安定化
 - ②その他業務効率化・安定化に資する新たな機能・仕組みの導入

- (4) 人材確保と活用
 - ①福利厚生の充実と処遇改善による定着率の向上
 - ②採用競争力の強化による事業規模拡大に対応する人材確保
 - ③多様な人材が永く活躍できる労働環境づくり
 - ④働き方改革・ライフスタイルを考慮した労働環境への柔軟な対応

- (5) 新たな成長ステージの確立
 - ①ベトナム国におけるコールドチェーン確立に向けた既存・新規事業の拡張
 - ②ベトナム国以外の東南アジア諸国への事業展開
 - ③新たな事業ドメインの創出
 - ④M&A（国内・海外）の活用

5. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期 (2017年3月期)	第3期 (2018年3月期)	第4期 (2019年3月期)	第5期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
営業収益 (百万円)	103,806	104,167	107,612	110,676
経常利益 (百万円)	3,940	3,981	4,301	5,029
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,680	2,604	2,782	3,432
1株当たり当期純利益 (円)	104.33	102.13	109.14	134.84
総資産 (百万円)	76,453	78,491	79,653	82,119
純資産 (百万円)	33,992	35,996	38,067	40,497
1株当たり純資産額 (円)	1,294.78	1,381.27	1,466.97	1,564.71

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期 (2017年3月期)	第3期 (2018年3月期)	第4期 (2019年3月期)	第5期 (当事業年度 (2020年3月期))
営業収益 (百万円)	3,011	3,328	4,036	3,759
経常利益 (百万円)	1,606	1,841	2,207	1,765
当期純利益 (百万円)	1,483	1,698	2,095	1,780
1株当たり当期純利益 (円)	57.74	66.60	82.20	69.95
総資産 (百万円)	27,460	28,368	33,396	41,795
純資産 (百万円)	27,066	27,934	29,503	30,724
1株当たり純資産額 (円)	1,053.65	1,096.81	1,158.95	1,206.90

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1)親会社の状況

該当事項はありません。

(2)重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
名糖運輸株式会社	2,176百万円	100%	一般貨物自動車運送事業 物流センター管理業務
株式会社ヒューテックノオリン	1,217百万円	100%	低温食品の保管と共同配送事業 配送センターの運営ならびに店舗配送事業
株式会社C & F サポートサービス	80百万円	100%	保険代理店業 不動産業

(3)事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	名糖運輸株式会社	株式会社ヒューテックノオリン
特定完全子会社の住所	東京都新宿区若松町33番8号	東京都新宿区若松町33番8号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	7,112百万円	18,174百万円
当社の総資産額	41,795百万円	

7. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

T C 事業	<p>通過型センター事業：365日24時間体制で、主にチルド食品を中心とした低温食品のセンター業務及び輸配送を行う事業。</p> <p>(1)低温食品の共同配送事業 全国の各要衝に展開する流通型冷蔵倉庫において、食品メーカー等から受託したチルド食品や飲料等の共同配送業務を行っております。</p> <p>(2)配送センター運営ならびに店舗配送事業 コンビニエンスストアや量販店、共同仕入機構、生活協同組合等の配送センター業務ならびに店舗配送を行っております。</p>
D C 事業	<p>保管在庫型物流事業：主に低温食品の保管・荷役及び輸配送を一体的に行う事業。</p> <p>全国の各要衝に展開する流通型冷凍・冷蔵倉庫において、低温食品の共同保管・荷役及び輸入冷凍食品の保税業務を行い、併せて共同配送の機能を活かし、納品先へ24時間以内でお届けするコールドチェーン物流を構築しております。</p>
そ の 他	<p>(1)警備輸送業</p> <p>(2)病院等関連物流業</p> <p>(3)人材派遣業</p> <p>(4)保険代理店業等</p>

- (注) 1. TC事業とは、Transfer Centerの頭文字をとって表記しております。
2. DC事業とは、Distribution Centerの頭文字をとって表記しております。

8. 主要な事業所（2020年3月31日現在）

(1) 当社

本社 東京都新宿区若松町33番8号

(2) 子会社

会 社 名	所 在 地
名糖運輸株式会社	東京都新宿区若松町33番8号
株式会社ヒューテックノオリン	東京都新宿区若松町33番8号
株式会社C & F サポートサービス	東京都新宿区若松町33番8号

9. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
5,150 (6,526) 名	278名増 (260名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
163 (9) 名	9名減 (-名)	40.3歳	3年3ヵ月

(注) 1. 従業員数は全て名糖運輸株式会社及び株式会社ヒューテックノオリンからの出向者であります。
2. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
農林中央金庫	4,299百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,550百万円
株式会社みずほ銀行	1,770百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,100百万円
株式会社きらぼし銀行	625百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,690,766株 (自己株式233,591株を含む。)
- (3) 株主数 8,739名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
マ ル ハ ニ チ コ 株 式 会 社	2,018千株	7.92%
協 同 乳 業 株 式 会 社	1,491千株	5.86%
農 林 中 央 金 庫	1,243千株	4.88%
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	1,231千株	4.83%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,079千株	4.24%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,010千株	3.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	982千株	3.86%
C & F ロジホールディングス従業員持株会	870千株	3.42%
C & F ロジホールディングス取引先持株会	802千株	3.15%
J A 三 井 リ ー ス 株 式 会 社	746千株	2.93%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (233,591株) を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

Ⅲ. 会社役員 の 状況

1. 取締役 の 状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	林 原 国 雄	名糖運輸株式会社代表取締役社長
代 表 取 締 役 副 社 長	綾 宏 将	営業担当 株式会社ヒューテックノオリン代表取締役社長
取 締 役 相 談 役	松 田 靱 夫	
専 務 取 締 役	武 藤 彰 宏	経営企画・管理担当 経営企画部長
常 務 取 締 役	道 田 和 宏	内部統制担当 品質管理部長
常 務 取 締 役	酒 光 修 史	施設担当 施設企画部長
取 締 役	坂 内 茂 昭	管理本部長
取 締 役	小 澤 涉	
取 締 役	水 谷 彰 宏	
取 締 役 (常勤監査等委員)	杉 田 健 一	名糖運輸株式会社監査役 株式会社ヒューテックノオリン監査役 株式会社C&Fサポートサービス監査役
取 締 役 (監査等委員)	高 木 伸 行	株式会社ロッテ顧問 中野冷機株式会社社外取締役 株式会社エラン社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	館 充 保 <small>弁護士職務上の氏名 高村充保</small>	設楽・阪本法律事務所弁護士 株式会社コープミート監査役 全農エネルギー株式会社社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	鳥 羽 史 郎	鳥羽公認会計士事務所所長 株式会社みのり会計代表取締役 株式会社マジスティック取締役 ケネディクス・オフィス投資法人監督役員 株式会社キーストン・パートナーズ取締役

(注) 1. 当社は2019年6月26日開催の第4回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。当該移行に伴い、監査役宮崎博史、杉田健一、高木伸行及び館充保の四氏は任期満了により退任し、この内、杉田健一、高木伸行及び館充保の三氏が取締役 (監査等委員) に就任いたしました。

- 2019年6月26日開催の第4回定時株主総会において、取締役坂内茂昭及び取締役（監査等委員）鳥羽史郎の両氏が新たに選任され、就任いたしました。
- 取締役小澤渉、水谷彰宏、取締役（監査等委員）杉田健一、高木伸行、舘充保及び鳥羽史郎の六氏は社外取締役であります。
- 取締役（監査等委員）杉田健一氏は金融機関における長年の経験があり、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役（監査等委員）高木伸行氏は証券会社における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役（監査等委員）舘充保氏は弁護士としての専門的な知識・経験を有するものであります。取締役（監査等委員）鳥羽史郎氏は公認会計士としての専門的な知識・経験を有するものであります。
- 当社は、取締役小澤渉、水谷彰宏、取締役（監査等委員）高木伸行、舘充保及び鳥羽史郎の五氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに監査室、内部統制部との十分な連携を可能とすべく、杉田健一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役であります取締役小澤渉、水谷彰宏、取締役（監査等委員）杉田健一、高木伸行、舘充保及び鳥羽史郎の六氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 (2名)	215百万円 (10百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (4名)	24百万円 (24百万円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (3名)	8百万円 (5百万円)
合計 （うち社外役員）	17名 (9名)	248百万円 (40百万円)

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名を含んでおります。なお、当社は、2019年6月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことから、監査役への報酬は当該移行前の期間にかかるものであり、取締役（監査等委員）への報酬は当該移行後の期間にかかるものであります。
2. 取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第4回定時株主総会において、それぞれ、取締役（監査等委員を除く）報酬が年額400百万円以内（内、社外取締役分30百万円以内）、取締役（監査等委員）報酬が年額60百万円以内とご承認いただいております。

3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役及び監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第1回定時株主総会において、それぞれ、取締役報酬が年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査役報酬が年額60百万円以内とご承認いただいております。
4. 上記報酬等の額には使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 上記報酬等の額のほかに当社社外役員が当事業年度に当社子会社から受けた役員報酬はありません。
6. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額44百万円を含んでおります。

4. 社外役員に関する事項

(1)他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ①取締役（監査等委員）杉田健一氏が兼職しております名糖運輸株式会社、株式会社ヒューテックノオリン及び株式会社C&Fサポートサービスは、当社の子会社であります。
- ②取締役（監査等委員）高木伸行氏は、株式会社ロッテの顧問、中野冷機株式会社の社外取締役、株式会社エランの社外取締役（監査等委員）であります。当社と上記兼職先との間に特別の関係はありません。
- ③取締役（監査等委員）舘充保氏は、設楽・阪本法律事務所の弁護士であり、株式会社コープミートの監査役、全農エネルギー株式会社の社外監査役であります。当社と上記兼職先との間に特別の関係はありません。
- ④取締役（監査等委員）鳥羽史郎氏は、鳥羽公認会計士事務所の所長であり、株式会社みのり会計の代表取締役、株式会社マジスティックの取締役、ケネディクス・オフィス投資法人の監督役員、株式会社キーストーン・パートナーズの取締役であります。当社と上記兼職先との間に特別の関係はありません。

(2)当事業年度における主な活動状況

①取締役会、監査等委員会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会 (16回開催)		監査等委員会 (11回開催) 監査役会 (2回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	小澤 渉	16回	100%	—	—
	水谷 彰宏	16回	100%	—	—
取締役 (監査等委員)	杉田 健一	12回	100%	11回	100%
	高木 伸行	12回	100%	11回	100%
	舘 充保	12回	100%	11回	100%
	鳥羽 史郎	12回	100%	11回	100%
監査役	杉田 健一	4回	100%	2回	100%
	高木 伸行	4回	100%	2回	100%
	舘 充保	4回	100%	2回	100%

- (注) 1. 当社は2019年6月26日開催の第4回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。当該移行に伴い、監査役杉田健一、高木伸行及び舘充保の三氏は任期満了により退任し、同日付で取締役(監査等委員)に就任しております。
2. 取締役(監査等委員)鳥羽史郎氏は2019年6月26日の就任以降全ての取締役会、監査等委員会に出席しております。

②取締役会、監査等委員会及び監査役会における発言状況

- ・取締役小澤渉氏は、豊富な企業経営の経験と高い見識に基づき適宜発言し、議案審議の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役水谷彰宏氏は、豊富な企業経営の経験と高い見識に基づき適宜発言し、議案審議の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役（監査等委員）杉田健一氏は、金融機関での経験で培った財務・会計に関する豊富な知見に基づき適宜発言し、議案審議の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、またコンプライアンス、ガバナンス等に対する意見を述べております。
- ・取締役（監査等委員）高木伸行氏は、証券会社でのさまざまな職務で培った経験、見識に基づき適宜発言し、議案審議の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、またコンプライアンス、ガバナンス等に対する意見を述べております。
- ・取締役（監査等委員）舘充保氏は、弁護士として法律に関する専門的見地に基づき適宜発言し、議案審議の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、またコンプライアンス、ガバナンス等に対する意見を述べております。
- ・取締役（監査等委員）鳥羽史郎氏は、公認会計士としての財務・会計の専門的見地に基づき適宜発言し、議案審議の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、またコンプライアンス、ガバナンス等に対する意見を述べております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は2019年6月26日開催の第4回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、同日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制基本方針）を改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の概要は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・増大につなげ、社会的信用の確保と食品物流機能と品質の更なる拡充による業績向上を図ることを目的に、内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要な課題と考えております。当社グループは、全役職員及び当社グループの事業所に駐在し勤務する者を対象に、以下の基本方針を柱に、内部統制システムの構築を図ってまいります。

(1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、毎月定期的に取り締役会を開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しております。
- ② 当社は、当社グループの全役職員が遵守すべき行動の規範として「倫理行動規範」を定め周知徹底を図っております。
- ③ 当社は、当社グループの役職員等が社内において法令・規程等に違反する行為、または行われようとしている場合、それに気づいた者は内部通報委員会事務局に通報する「内部通報制度」を構築しております。また、内部通報の内容は速やかに監査等委員会に報告する体制を構築しております。
- ④ 当社は、業務執行部門から独立した監査室による当社グループの内部監査を実施し、法令・内部規程の遵守状況をチェックする「内部監査制度」を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、法令や社内規程に基づき、取締役会議事録をはじめとする重要な会議の議事録や稟議書等の文書等の保存を行っております。
- ② 電磁的記録につきましては、「情報セキュリティポリシー」を制定し取り扱いガイドラインを明確にしております。
- ③ 取締役が、これらの情報を閲覧できる体制を構築しております。

(3)当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針を決定するとともに、グループ各部署のリスク管理体制を評価し、必要な改善を行っております。
- ②各部署の事業運営に付随する各種のリスクを把握・評価し、リスクの回避・軽減に関する諸規程を整備しております。
- ③当社または子会社において重大なリスクが発生し、もしくは発生しそうな場合、社長を本部長とした「緊急対策本部」がその対策にあたるものとしております。
- ④子会社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社取締役は、これを当社取締役及び監査等委員会に報告するものとしております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するために、取締役会を毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況の監督等を行っております。
- ②稟議決裁規程に定める職務権限表に則り、グループ各社の重要な稟議事項は当社で決裁いたします。なお、取締役会決議事項以外の事案については、経営会議において決定しております。

(5)当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの経営状態については定期的に開催する「業績報告会」において、グループ各社から報告を受けることとしております。
- ②当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるように指導しております。
- ③当社は、コンプライアンス、運輸安全等に対する教育をグループ各社にて行っております。
- ④当社監査室が各部署及び子会社各社の業務監査を実施し、その状況及び結果については重要度に応じ当社取締役会等に報告するものとし、これを受けて当社は子会社各社の職務執行の方法につき指導及び支援を行っております。

(6) 監査等委員の職務を補助する使用人及びその独立性と指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員である取締役の業務補助のために必要に応じて監査等委員会事務局を設置いたします。当該補助員の人事については、都度、取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員である取締役が協議することといたします。
- ② 監査等委員会事務局の独立性を確保するため、当該監査等委員会事務局スタッフの任命、異動等人事にかかわる事項については監査等委員会の事前の同意を得るものとし、人事考課についても監査等委員会が行います。

(7) 監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれがある事実があることを発見したときは、速やかに当社監査等委員会に報告しなければなりません。また、報告者に対し、不利益な取り扱いをすることを禁止しております。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることであります。
- ③ 監査等委員である取締役は、各種稟議書やその他業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人から説明を求めることであります。
- ④ 内部通報があった場合には、「内部通報制度」に基づき、速やかに監査等委員会へ報告することとしております。

(8) 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、独立した立場での監査活動を確保するため、必要に応じ、弁護士等外部の専門家を利用することができ、その費用は会社に請求することができるものとします。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 市民社会の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求事案等の発生時は、総務部を対応総括部署とし、情報を一元的に管理・蓄積し、弁護士、所轄警察署等関係機関と連携し、毅然とした態度で対応いたします。
- ② 事案の発生を防止するため、定期的な研修活動の実施、対応マニュアルの整備を進め、平素から所轄警察署との情報交換を行い、密接な関係を構築いたします。
- ③ 日常の商行為の中で取り交わされる契約書及び取引約款等の条文中に、反社会的勢力排除に関する記述を必ず盛り込むことといたします。

(10)財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、別に定める「財務報告に係る内部統制評価の実施基準」に基づき、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行います。

2. 業務の適正性を確保するための体制の運用状況

(1)内部統制システム全般

当社監査室はグループ各事業所を巡回し、内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを実施しており、その結果に基づき改善を進めております。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」は、子会社も含め当社内部統制部が評価を実施しております。

(2)内部通報制度

内部通報制度は、社内通報窓口だけでなく社外通報窓口を設け、当社グループ従業員が通報し易い体制を構築しております。

(3)グループ会社経営管理

子会社の経営状況については、定期的開催する業績に関する報告会等において、グループ子会社から報告を受けております。また、当社取締役は、子会社の取締役会・経営会議等の主要な会議に出席し、重要な意思決定を確認するとともに、内部統制の整備・運用状況について改善指導を行っております。なお、稟議規程に則りグループ各社の重要稟議事項は当社で決裁しております。

(4)取締役の職務執行

当社は取締役会を毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会規程及び稟議規程に則り、取締役会決議事項以外の事案については、経営会議において決定しております。当事業年度におきましては、取締役会を16回、経営会議を15回開催しております。

(5)監査等委員会の監査

当社は常勤の監査等委員を選定し、取締役会や経営会議等の重要な会議及び子会社の取締役会、経営会議、業績に関する報告会等の重要な会議への出席、稟議書・報告書等重要文書閲覧を通じて、当社グループの経営状態や内部統制の整備、運用状況について確認するとともに、会計監査人、監査室等と情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。その内容については適宜、監査等委員会で報告を行っております。

(6)指名委員会、報酬委員会の設置

当社は取締役の選任プロセスの透明性ならびに客観性を確保し、代表取締役に人事権が集中することへの回避を目的とする任意の「指名委員会」と、当社の役員報酬の決定プロセスの透明性及び客観性の確保ならびに役員報酬体系の基本方針の決定と妥当性の確保等を目的とする任意の「報酬委員会」を設置しております。なお、その構成は社外取締役が過半数を占めており、両委員会ともに代表取締役、上席役付取締役、独立役員である社外取締役と定め、委員長は社外取締役が務めております。当事業年度におきましては、指名委員会を1回、報酬委員会を6回開催しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元策を経営の重要課題として認識しており、安定配当を基本としつつ、各期における業績等を勘案したうえで配当金額の上乗せを検討してまいります。また、内部留保金につきましては、更なる業容拡大を図るために必要となる物流施設等の大型設備投資及び財務体質強化のための原資として充当する予定です。

当期の配当につきましては、1株当たり年間配当金額22円（中間配当11円、期末配当11円）を予定しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,029	流 動 負 債	16,719
現 金 及 び 預 金	7,342	営 業 未 払 金	4,300
営 業 未 収 金	11,077	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,175
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	264	リ ー ス 債 務	1,777
そ の 他	1,350	未 払 法 人 税 等	1,350
貸 倒 引 当 金	△5	賞 与 引 当 金	2,046
固 定 資 産	62,089	役 員 賞 与 引 当 金	67
有 形 固 定 資 産	52,028	設 備 関 係 支 払 手 形	208
建 物 及 び 構 築 物	18,111	そ の 他	4,792
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,055	固 定 負 債	24,901
土 地	20,496	長 期 借 入 金	8,468
リ ー ス 資 産	8,124	リ ー ス 債 務	6,899
建 設 仮 勘 定	1,061	繰 延 税 金 負 債	236
そ の 他	179	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	404
無 形 固 定 資 産	662	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,741
投 資 そ の 他 の 資 産	9,398	資 産 除 去 債 務	1,741
投 資 有 価 証 券	3,771	そ の 他	410
長 期 貸 付 金	97	負 債 合 計	41,621
繰 延 税 金 資 産	3,058	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	2,485	株 主 資 本	39,739
貸 倒 引 当 金	△14	資 本 金	4,000
資 産 合 計	82,119	資 本 剰 余 金	5,625
		利 益 剰 余 金	30,403
		自 己 株 式	△288
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	93
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	506
		土 地 再 評 価 差 額 金	△267
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△52
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△93
		非 支 配 株 主 持 分	664
		純 資 産 合 計	40,497
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	82,119

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,542	流 動 負 債	2,552
現 金 及 び 預 金	2,764	営 業 未 払 金	147
営 業 未 収 金	171	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,172
前 払 費 用	17	リ ー ス 債 務	8
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	4,172	未 払 費 用	25
そ の 他	416	未 払 法 人 税 等	3
固 定 資 産	34,253	前 受 金	3
有 形 固 定 資 産	81	預 り 金	5
建 物	39	賞 与 引 当 金	104
リ ー ス 資 産	38	役 員 賞 与 引 当 金	44
そ の 他	3	そ の 他	35
無 形 固 定 資 産	61	固 定 負 債	8,519
投 資 そ の 他 の 資 産	34,109	長 期 借 入 金	8,459
関 係 会 社 株 式	25,504	リ ー ス 債 務	36
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	8,459	資 産 除 去 債 務	23
繰 延 税 金 資 産	58	負 債 合 計	11,071
そ の 他	87	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	41,795	株 主 資 本	30,724
		資 本 金	4,000
		資 本 剰 余 金	21,467
		資 本 準 備 金	1,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	20,467
		利 益 剰 余 金	5,604
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,604
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,604
		自 己 株 式	△347
		純 資 産 合 計	30,724
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,795

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金 収 入	1,894	
経 営 指 導 料 収 入	660	
業 務 受 託 料 収 入	1,176	
そ の 他 収 入	28	3,759
営 業 原 価		51
営 業 総 利 益		3,707
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,010
営 業 利 益		1,697
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	140	
そ の 他	4	144
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	74	
そ の 他	1	76
経 常 利 益		1,765
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1,765
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	3	
法 人 税 等 調 整 額	△18	△15
当 期 純 利 益		1,780

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社C & F ロジホールディングス
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 渡辺 力夫 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上林 礼子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C & F ロジホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C & F ロジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社C & F ロジホールディングス
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 力 夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上 林 礼 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C & F ロジホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社C & F ロジホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 杉 田 健 一 ㊟

監査等委員 高 木 伸 行 ㊟

監査等委員 舘 充 保 ㊟

監査等委員 鳥 羽 史 郎 ㊟

(注)監査等委員杉田健一、高木伸行、舘充保及び鳥羽史郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第5回定時株主総会会場ご案内図

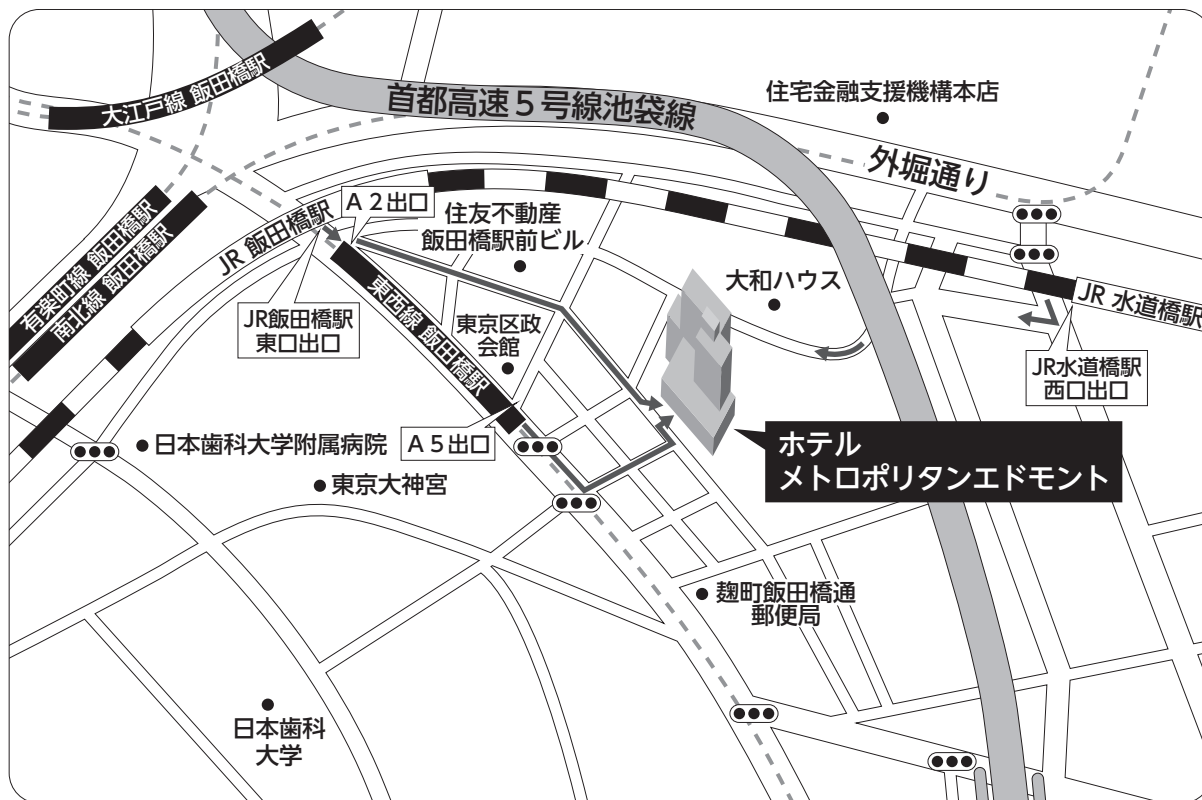
会 場 〒102-8130 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号

ホテルメトロポリタン エドモント 本館2階「悠久」

電 話 03-3237-1111 (代表)

交 通 ・ J R 飯田橋駅東口 / J R 水道橋駅西口より徒歩約5分

・ 地下鉄東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩約2分



総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

VEGETABLE
OIL INK